

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
産業労働部	産業技術総合センター	平成31年3月1日 (第3084号)	平成29年度の「電子線マイクロアナライザ (JXA-8530F) 保守委託」について、契約及び支出に関する文書の所在が不明であり、確認できなかったことは、不適切であった。	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <p>1 職員の意識改善            職場内研修 (平成30年12月17日～20日にかけて計5回) を開催し、センター長が「重大事故の再発防止」のための意識付け・注意喚起を図るとともに、財務文書の取扱いについてルールを明確にした。            また、副センター長が職員全員と個別に面談し、今回の文書紛失事故の重大性を認識させるとともに、文書紛失以外にも情報流出等を発生させないよう意識付けを行った。            さらに、今回の問題をセンター職員全員が重く受け止めるため、各担当で日々の文書管理・情報管理の問題点・改善策について検討を行った。その結果、定期的な業務点検の必要性を再確認し、実施徹底することとした。</p> <p>2 再発防止システムの整備            財務関係書類の管理を徹底するため、ファイリングキャビネットは常時施錠することとし、文書の閲覧・貸出に当たっては、貸出簿へ記入することにより文書の所在や使用状況等を明らかにした。            また、財務文書の取扱いについて、処理段階ごとの責任者を明確にし、責任者の意識向上を図った。            さらに、電子化した文書をパソコンで容易に閲覧できるようにすることで、紙媒体の参照頻度を減らし、紙文書紛失に対するリスク管理を向上させた。</p>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	三郷特別 支援学校	平成31年3月1日 (第3084号)	非常勤講師に対し勤務条件等を書面で交付しなければならぬところ、 交付していなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、「非常勤講師辞令交付時の確認チェックリスト」を作成し、非常勤講師ごとにチェックを徹底することとした。 このチェックリストに基づき、非常勤講師の着任前日までに辞令及び勤務条件通知書を準備し、複数の管理職で事前確認を行うこととした。 また、当日手交する際にも、複数の管理職が同席し、書類に漏れがないか確認を行うこととした。